個人版事業承継税制のポイント

平成31年度税制改正において、個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される<u>贈与</u>税・相続税の負担を大きく軽減する、新しい制度が創設されます。

1) 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

- ○土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで。)
- ○機械・器具備品

(例) 工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器 等

- ○車両·運搬具
- ○生物 (乳牛等、果樹等)
- ○無形償却資産(特許権等) 等







2 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、早め早めの事業承継の準備を応援します。

3 納税額の全額(100%)が納税猶予されます。

後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

4 10年間の時限措置です。

平成31年1月1日~平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

- 【注1】制度を活用するためには、
 - ①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。
- ②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。
- 【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。